

## 川崎市排水設備指定工事店等資格審査委員会設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第22条第2項の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店等資格審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はサービス推進部長、委員は総務部長、経営管理部長、下水道部長、各下水道事務所長及び各下水道管理事務所長をもって充てる。

### (委員長の職務等)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長は、委員会終了後速やかに上下水道事業管理者に委員会の経緯及び結果を答申しなければならない。

3 委員長に事故があるときは、下水道部長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (意見等の聴取)

第5条 委員長は、関係職員その他関係者を委員会に出席させて意見を述べさせ、又は、報告を求めることができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、サービス推進部営業課に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。